

コロナワクチンの村助成制度について

1. 助成対象者

島牧村に住所のある方で、

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳から64歳までの方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される方、又はヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方。
(どちらも概ね身体障がい者手帳1級に相当します)

2. 助成金額

① 島牧診療所でワクチンを接種する場合

・助成額と自己負担額は下記のとおりです。

	助成対象者の方	助成対象者のうち、 生活保護受給者の方
接種金額	15,300円	15,300円
公費(村)負担額	11,800円	15,300円
自己負担額	3,500円	0円

※助成対象外の方は、全額自己負担(15,300円)で接種が可能です。

② 村外の医療機関でワクチンを接種する場合

・助成対象者のうち医療機関で接種金額全額を支払った方は、公費負担額

11,800円又は15,300円を指定の口座に振り込み致します。

・医療機関で7,000円を支払った方は、**3,500円**を指定の口座に振り込み致します。

3. 助成の方法

①島牧診療所でワクチンを接種する場合

手続きは必要ありません。診療所で自己負担額をお支払いください。

②村外の医療機関でワクチンを接種する場合

1. 接種を希望する1週間前までに、福祉課へ「定期予防接種依頼申請書」を提出してください。
2. 予防接種実施依頼書及び助成申請書を送付しますので、「予防接種実施依頼書」をご持参のうえ、医療機関でワクチンを接種してください。
3. ワクチンを接種した後、接種費用をお支払いください。お支払い後は、領収書を無くさないようにお気を付けください。
4. 2で村が送付した助成申請書に必要事項をご記入のうえ、領収書を添付し、福祉課へ提出してください。
5. 申請書の到着後、不備が無ければ2週間以内に助成金を指定の口座に振り込み致します。

4. 助成期間及び回数について

助成対象接種期間：令和6年10月1日から令和7年3月31日

助成対象接種回数：期間中 1回

島牧村役場福祉課保健指導係 TEL 0136-75-6001